2　通知の内容
文書番号　29都復第271号
平成29年11月28日
⑴　従前の土地
所在　福島県いわき市平薄磯字三反田144番地
地目　山林
登録簿地積　186㎡
基準地籍　186.00㎡
権利価額　180,157円
⑵　換地処分後の土地
街区番号　33街区　画地番号　8画地
所在　福島県いわき市薄磯三丁目7－7
地目　雑種地
地積　8.98㎡
権利価額　179,982円
清算金　交付　175円

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています。)

2　この通知に係る処分については、上記1の審査請求のほか、この処分にあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記1審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長になります。）処分取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、換地位置図、換地図は掲載を省略し、福島県いわき市平字梅本21番地のいわき市役所都市復興推進課事務所内で閲覧できます。

公示送達

いわき都市計画事業薄磯震災復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知については、送付すべき場所を確知することができないため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

平成30年1月12日
いわき都市計画事業
薄磯震災復興土地区画整理事業
施行者　いわき市
代表者　いわき市長　清水　敏男

記

1　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　不明
氏名　鈴木　寅吉

2　通知の内容
文書番号　29都復第271号
平成29年11月28日
⑴　従前の土地
所在　福島県いわき市平薄磯字北ノ作47番地
地目　原野
登録簿地積　13㎡
基準地籍　13.00㎡
権利価額　27,186円
⑵　換地処分後の土地
清算金　交付　27,186円
記事　法第95条第6項による金銭清算　法第104条第1項により消滅

教示

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に福島県知事に対して審査請求をすることができます。(審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項に規定されています。)

2　この通知に係る処分については、上記1の審査請求のほか、この処分にあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記1審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、いわき市を被告として（訴訟においていわき市を代表する者は、いわき市長になります。）処分取消しの訴えを提起することができます。

3　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

なお、換地明細書、各筆各権利別清算金明細書、従前の土地図は掲載を省略し、福島県いわき市平字梅本21番地のいわき市役所都市復興推進課事務所内で閲覧できます。

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十九年十二月十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
岩手県大船渡市盛町字舘下二番地四〇
特定非営利活動法人さんりく未来えーる
清算人　今野　良子

解散公告

当社は、平成二十九年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
秋田県横手市駅南一丁目一番一四号
有限会社野中果実店
清算人　野中　重雄

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
群馬県高崎市倉賀野町八二八―四
合同会社エイケイアイＴＲＤ
代表清算人　佐藤　栄二

解散公告

当社は、平成二十九年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
埼玉県所沢市松葉町二番一四号
有限会社夢弦館
清算人　椛島　照

解散公告

当社は、平成二十九年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
千葉市中央区都町一丁目一八番一三号
株式会社フジコーポレーション
代表清算人　清田　浩義

解散公告

当社は、平成二十九年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
千葉県船橋市本町四丁目四二番八号
株式会社花蝶
代表清算人　田中　弘之

解散公告

当社は、平成二十九年十月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
千葉市中央区白旗三丁目一四番二〇号白旗コーポA一階一〇二号
株式会社大和警備保障
代表清算人　吉田　政行

解散公告

当社は、平成二十九年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成三十年一月十二日
埼玉県所沢市松葉町二番一四号
有限会社夢弦館
清算人　椛島　照